

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	固定資産税及び事業所税賦課事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市は、固定資産税及び事業所税賦課事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

那覇市長

公表日

令和2年3月24日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	固定資産税及び事業所税賦課事務								
②事務の内容	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、固定資産税及び事業所税に関する事務。 1.固定資産税の賦課に関する事務。 2.固定資産税の減免に関する事務。 3.納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理事務。 4.名寄帳、土地課税台帳、家屋課税台帳の検索及び印刷。 5.資産税に関する証明発行事務。 6.事業所税の賦課に関する事務。								
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	Acrocity: 税システム 固定資産税及び事業所税賦課ファイル								
②システムの機能	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、固定資産税及び事業所税賦課に関する電算処理。								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()	
[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()									
システム2～5									
システム2									
①システムの名称	庁内連携システム								
②システムの機能	1. 情報連携テーブル格納機能 :各事務システム間の連携において、各事務システムの連携用テーブルに情報を格納する。 2. 情報連携テーブル修正機能 :各事務システムにおいて、異動等により情報に修正があった場合、その異動情報等を連携用テーブルに格納する。 3. 情報連携テーブル参照機能 :各事務システムにおいて、他システムの情報が必要な場合に、他システムの連携用テーブルを参照する。								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (各事務システム)</td> <td></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (各事務システム)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (各事務システム)									
システム3									
①システムの名称	宛名システム(番号連携サーバー)								

①システムの名称	宛名番号付番連携システム
②システムの機能	<p>1. 宛名番号付番機能 :宛名番号が未登録の個人について、新規に宛名番号を付番する。各事務システムからの宛名番号要求に対し、宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバーに対し返却する。</p> <p>2. 宛名情報等管理機能 :宛名システムにおいて宛名情報を宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。</p> <p>3. 中間サーバー連携機能 :中間サーバー、又は中間サーバー端末からの要求に基づき、宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する。</p> <p>4. 各事務システム連携機能 :各事務システムからの要求に基づき、個人番号、又は宛名番号に紐付く宛名情報を通知する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (各事務システム)</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 :情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 各事務システム接続機能 :中間サーバーと各事務システム、宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 :特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 :特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 :中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 :セキュリティを管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 :中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 :バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p>

<p>③他のシステムとの接続</p>	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[<input type="radio"/>] 宛名システム等</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 税務システム</p>
<p>システム5</p>	
<p>システム6～10</p>	
<p>システム11～15</p>	
<p>システム16～20</p>	

3. 特定個人情報ファイル名	
固定資産および事業所税情報ファイル(固定資産情報・事業所税情報・宛名情報)	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠): 番号法第19条第8号 別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令第20条 (別表第二における情報提供の根拠): なし。 固定資産税及び事業所税賦課事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	那覇市企画財務部資産税課
②所属長の役職名	資産税課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産および事業所税情報ファイル(固定資産情報・事業所税情報・宛名情報)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者
その必要性	固定資産税及び事業所税の公平公正な賦課事務遂行及び個人の特定、個人等の宛名の突合を行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	①上記4情報について対象者を正確に特定するため ②納税通知書等の送付先を確認するため ③死亡などによる納税義務者の変更を確認するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	那覇市企画財務部資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民税課、ハイサイ市民課) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (税務署) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	資産税の公平・公正な賦課事務遂行及び個人の特定、個人の宛名の突合を効率化するため。	
④使用の主体	使用部署	那覇市企画財務部資産税課、税制課、納税課、真和志支所、首里支所、小禄支所、市民サービスセンター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	①課税管理に関する事務: 調査及び届出等により賦課・減免等の課税管理業務を行う。 ②共通宛名管理に関する事務: 納税者の宛名情報の特定や突合を行い、共通宛名管理業務を行う。 ③資産税証明発行に関する事務	
	情報の突合	納税義務者の特定・確認・検索等を行うため、当該システムにおける宛名情報と、他団体、庁内他部署等から得た納税義務者に関する情報の突合を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月4日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託しない] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない () 件	
委託事項1		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [<input checked="" type="radio"/>] 移転を行っている (84,283) 件 [] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	市民文化部 市民課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表1に定める事務	
②移転先における用途	土地地番情報の把握。	
③移転する情報	土地地番情報。	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	固定資産台帳ファイルの更新の都度	
移転先2～5		
移転先2	健康部 国民健康保険課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表1に定める事務	
②移転先における用途	固定資産課税の有無。	
③移転する情報	固定資産税基本情報。	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	固定資産台帳ファイルの更新の都度	
移転先3	福祉部 保護管理課・保護第1課・保護第2課・保護第3課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表1に定める事務	
②移転先における用途	固定資産課税の有無。	
③移転する情報	固定資産税基本情報。	
	<選択肢>	

④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者	
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度	固定資産台帳ファイルの更新の都度	
移転先4	企画財務部 市民税課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表1に定める事務	
②移転先における用途	税証明の際の固定資産税情報。	
③移転する情報	固定資産税基本情報。	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者	
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度	固定資産台帳ファイルの更新の都度	
移転先5	企画財務部 納税課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表1に定める事務	
②移転先における用途	固定資産税の課税及び納税義務者把握	
③移転する情報	固定資産税基本情報。	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者	

⑥ 移転方法		<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦ 時期・頻度		固定資産台帳ファイルの更新の都度
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※	<p><那覇市における措置> セキュリティーゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理(※)を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ※サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	
7. 備考		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

特定個人情報ファイル記録項目

(1) 固定資産税情報ファイル 1 / 6

固定資産税情報ファイル	
No.	項目名
1	削除フラグ
2	利用団体コード
3	合併前利用団体コード
4	一筆コード
5	賦課年度
6	年度SEQ
7	有効年度
8	有効年度SEQ
9	義務者コード
10	異動事由
11	異動日
12	登記受付日
13	登記原因日
14	登記名義人有無
15	大字
16	大字附番
17	小字(丁目)
18	小字附番
19	本番
20	本番附番
21	枝番
22	枝番附番
23	子番
24	子番附番
25	孫番
26	孫番附番
27	曾番
28	曾番附番
29	玄番
30	玄番附番
31	多地目
32	多評価
33	他地番有無
34	台帳地目
35	現況地目
36	課税地目
37	国調地目
38	台帳地積
39	現況地積
40	課税地積
41	国調地積
42	証明発行
43	評価基準
44	宅地比準区分
45	課税計算方法
46	計算チェック
47	他市町村境界
48	軍用地
49	固定税率区分
50	都市税率区分
51	農業用施設用地区分
52	用途地域
53	メモ有無
54	市街化
55	都市計画税
56	課税非課税
57	非課税地積
58	課税保留
59	特例
61	特例分子
62	特例分母
63	特例地積
64	特例開始年
65	特例終了年
66	免除
67	免除分子
68	免除分母
69	免除地積
70	免除開始年
71	免除終了年
72	オプション
73	法務局連携
74	画像名称
75	農地法転用届出日
76	農地法転用許可日
77	農地法区分
78	代表大字
79	代表大字附番
80	代表小字(丁目)
81	代表小字附番
82	代表本番
83	代表本番附番
84	代表枝番
85	代表枝番附番
86	代表子番
87	代表子番附番
88	代表孫番
89	代表孫番附番
90	代表曾番
91	代表曾番附番
92	代表玄番
93	代表玄番附番
94	代表多地目
95	代表多評価
96	画地状況
97	建物床面積
98	延床面積
99	居住床面積
100	棟数
101	住居数
102	住宅割合
103	画地総地積
104	画地総筆数
105	画地小規模地積
106	画地一般地積
107	画地非住宅地積
108	小規模地積
109	一般地積
110	非住宅地積
111	個人非住宅地積
112	法人非住宅地積
113	個人法人
114	前所有者
115	更新職員番号
116	更新年月日
117	更新時刻
118	近傍台帳地目
119	近傍現況地目
120	近傍課税地目
121	近傍小字
123	近傍小字(丁目)
124	近傍小字附番
125	近傍本番
126	近傍本番附番
127	近傍枝番
128	近傍枝番附番
129	近傍子番
130	近傍子番附番
131	近傍孫番
132	近傍孫番附番
133	近傍曾番
134	近傍曾番附番
135	近傍玄番
136	近傍玄番附番
137	近傍多地目
138	近傍多評価
139	近傍一筆コード
140	下落率
141	小規模下落率
142	一般下落率
143	非住宅下落率
144	個人非住宅下落率
145	法人非住宅下落率
146	固定負担水準
147	固定小規模負担水準
148	固定一般負担水準
149	固定非住宅負担水準
150	固定個人非住宅負担水準
151	固定法人非住宅負担水準
152	都市負担水準
153	都市小規模負担水準
154	都市一般負担水準
155	都市非住宅負担水準
156	都市個人非住宅負担水準
157	都市法人非住宅負担水準
158	近傍賦課年度
159	近傍年度SEQ
160	登記地目
161	登記地積
162	四面番号
163	評価額
164	小規模評価額
165	一般評価額
166	非住宅評価額
167	個人非住宅評価額
168	法人非住宅評価額
169	固定負担調整率
170	固定前年課税標準額
171	固定課税標準額
172	固定特例後課税標準額
173	固定減免課税標準額
174	固定減免税額
175	固定免除課税標準額
176	固定免除税額
177	固定小規模負担調整率
178	固定前年小規模課税標準額
179	固定小規模課税標準額
180	固定特例後小規模課税標準額
181	固定一般負担調整率
182	固定前年一般課税標準額
183	固定一般課税標準額

99 付例	141 近傍入字	168 固定一般課税標準額
60 特例先	122 近傍大字附番	184 固定特例後一般課税標準額

(1) 固定資産税情報ファイル 2 / 6

185	固定非住宅負担調整率	247	砂防調査地目	309	耕うん農道
186	固定前年非住宅課税標準額	248	砂防調査地積	310	耕うん形状
187	固定非住宅課税標準額	249	砂防対象地積	311	耕うん障害物
188	固定特例後非住宅課税標準額	250	砂防対象率	312	耕うん土性
189	固定個人非住宅負担調整率	251	砂防開始	313	耕うん礫
190	固定前年個人非住宅課税標準額	252	砂防終了	314	耕うん乾湿
191	固定個人非住宅課税標準額	253	比準大字	315	耕うん比準率
192	固定特例後個人非住宅課税標準額	254	比準大字附番	316	災害
193	固定法人非住宅負担調整率	255	比準小字(丁目)	317	災害比準率
194	固定前年法人非住宅課税標準額	256	比準小字附番	318	宅地状況
195	固定法人非住宅課税標準額	257	比準本番	319	宅地間口
196	固定特例後法人非住宅課税標準額	258	比準本番附番	320	宅地奥行
197	都市負担調整率	259	比準枝番	321	宅地奥行比準率
198	都市前年読替後課税標準額	260	比準枝番附番	322	宅地形状
199	都市前年課税標準額	261	比準子番	323	宅地形状比準率
200	都市読替後課税標準額	262	比準子番附番	324	宅地その他比準種
201	都市読替後特例後課税標準額	263	比準孫番	325	宅地その他比準率
202	都市課税標準額	264	比準孫番附番	326	補正率他
203	都市減額課税標準額	265	比準曾番	327	標準地格差
204	都市減額税額	266	比準曾番附番	328	道路幅員
205	都市特例後課税標準額	267	比準玄番	329	支線道路距離
206	都市減免課税標準額	268	比準玄番附番	330	支線標準地格差
207	都市減免税額	269	造成費	331	支線距離補正率
208	都市免除課税標準額	270	形状	332	幹線道路距離
209	都市免除税額	271	評価方法	333	幹線標準地格差
210	都市小規模負担調整率	272	宅地比準判定	334	幹線距離補正率
211	都市前年読替後小規模課税標準額	273	標準地番号	335	不毛地割合
212	都市前年小規模課税標準額	274	標準地補正率	336	不毛地補正率
213	都市読替後小規模課税標準額	275	標準地価格	337	土層深さ
214	都市小規模課税標準額	276	標準地比準率	338	土層補正率
215	都市読替後特例後小規模課税標準額	277	比準率設定判定	339	平地林距離
216	都市特例後小規模課税標準額	278	補正先	340	平地林距離補正率
217	都市一般負担調整率	279	補正種類	341	平地林道路
218	都市前年読替後一般課税標準額	280	補正率	342	平地林道路補正率
219	都市前年一般課税標準額	281	無道路近奥行	343	正面路線用途地域
220	都市読替後一般課税標準額	282	無道路遠奥行	344	正面路線番号
221	都市一般課税標準額	283	無道路通路補正	345	正面路線補正率
222	都市読替後特例後一般課税標準額	284	無道路奥行補正	346	正面路線間口
223	都市特例後一般課税標準額	285	無道路補正率	347	正面路線奥行
224	都市非住宅負担調整率	286	無道路適用率	348	正面路線間口狭小補正率
225	都市前年読替後非住宅課税標準額	287	三角地最小角区分	349	正面路線奥行遮減(補正)率
226	都市前年非住宅課税標準額	288	三角地最小角	350	正面路線奥行長大補正率
227	都市読替後非住宅課税標準額	289	三角地角度補正率	351	正面路線奥行短小補正率
228	都市非住宅課税標準額	290	三角地面積最小角	352	正面路線価格
229	都市読替後特例後非住宅課税標準額	291	三角地面積補正率	353	側方路線用途地域
230	都市特例後非住宅課税標準額	292	三角地補正適用率	354	側方路線番号
231	都市個人非住宅負担調整率	293	がけ(崖)間口	355	側方路線補正率
232	都市前年読替後個人非住宅課税標準額	294	がけ(崖)地奥行	356	側方路線間口
233	都市前年個人非住宅課税標準額	295	がけ(崖)地積	357	側方路線奥行
234	都市読替後個人非住宅課税標準額	296	がけ(崖)割合	358	側方路線奥行遮減(補正)率
235	都市個人非住宅課税標準額	297	がけ(崖)補正率	359	側方路線角地
236	都市読替後特例後個人非住宅課税標準額	298	日照の状況	360	側方路線加算率
237	都市特例後個人非住宅課税標準額	299	日照比準率	361	側方路線価格
238	都市法人非住宅負担調整率	300	田面の乾湿	362	二方路線用途地域
239	都市前年読替後法人非住宅課税標準額	301	田面比準率	363	二方路線番号
240	都市前年法人非住宅課税標準額	302	農地の傾斜	364	二方路線補正率
241	都市読替後法人非住宅課税標準額	303	傾斜比準率	365	二方路線間口
242	都市法人非住宅課税標準額	304	保水・排水	366	二方路線奥行

243	都市計営後特例後法人非住宅課税標準額	305	保水排水比率平	367	二方路線奥行遮減(補正)率
244	都市特例後法人非住宅課税標準額	306	面積	368	二方路線角地
245	評価年	307	面積比率平	369	二方路線加算率
246	砂防補正	308	耕うんの難易	370	二方路線価格

(1) 固定資産税情報ファイル 3 / 6

371	正面不整形補正区分	433	登記地上階	495	耐用年数
372	正面想定間口	434	登記地下階	496	耐用年数前年中減価残存率
373	正面想定奥行	435	登記高床	497	耐用年数前年減価残存率
374	正面想定地積	436	登記種類	498	耐用年数有効年度
375	正面陰地割合	437	登記一階床面積	499	資産名称
376	正面不整形補正率	438	登記一階以外床面積	500	取得価格
377	側方不整形補正区分	439	登記合計床面積	501	減少価格
378	側方想定間口	440	登記居住床面積	502	非課税
379	側方想定奥行	441	登記住居数	503	減免
380	側方想定地積	442	棟数除外判定	504	減免分子
381	側方陰地割合	443	マンションコード	505	減免分母
382	側方不整形補正率	444	非課税面積	506	減免開始年
383	二方不整形補正区分	445	免除面積	507	減免終了年
384	二方想定間口	446	新築軽減適用	508	増加償却判定
385	二方想定奥行	447	新築軽減適用面積	509	増加償却期間
386	二方想定地積	448	新築軽減適用戸数	510	増加償却割合
387	二方陰地割合	449	新築軽減適用終了年	511	取替法判定
388	二方不整形補正率	450	新築軽減不適用	512	評価の最低限度
389	不整形補正率採用判定	451	新築軽減不適用戸数	513	評価額課税標準額
390	不整形補正率	452	多用途主用途	514	評価額減免課税標準額
391	強制入力区分	453	多用途主一階床面積	515	評価額減免税額
392	m ² 価格	454	多用途主一階外床面積	516	評価額免除課税標準額
393	前一筆コード	455	多用途主合計床面積	517	評価額免除税額
394	前賦課年度	456	多用途主評価額	518	帳簿額
395	前年度SEQ	457	多用途従用途	519	帳簿の最低限度
396	前異動事由	458	多用途従一階床面積	520	帳簿額課税標準額
397	後一筆コード	459	多用途従一階外床面積	521	帳簿額減免課税標準額
398	後賦課年度	460	多用途従合計床面積	522	帳簿額減免税額
399	後年度SEQ	461	多用途従評価額	523	帳簿額免除課税標準額
400	後異動事由	462	多用途従1用途	524	帳簿額免除税額
401	沿革事由	463	固定新築軽減課税標準額	525	決定判定
402	沿革備考文	464	固定新築軽減税額	526	異動年月日
403	連番	465	構造	527	構築物前年前取得価格
404	異動前	466	用途	528	構築物前年中減少価格
405	異動後	467	評価一階床面積	529	構築物前年中取得価格
406	物件区分	468	評価一階以外床面積	530	構築物非課税資産取得価格
407	物件コード	469	評価合計床面積	531	構築物差引取得額合計価格
408	所在地区分	470	一点単価	532	構築物資産数
409	一棟コード	471	損耗率	533	構築物帳簿価格
410	家屋番号	472	地城率	534	構築物評価価格
411	家屋番号附番	473	利用率	535	構築物決定価格
412	同棟コード	474	その他補正率	536	構築物課税標準額
413	主棟コード	475	当初m ² 評点数	537	構築物特例後課税標準額
414	新增築判定	476	当初再建築費評点数	538	構築物減免課税標準額
415	建築日	477	前回m ² 評点数	539	構築物減免税額
416	改築日	478	前回再建築費評点数	540	構築物免除課税標準額
417	現況構造	479	前回経年減点補正率	541	構築物免除税額
418	現況屋根	480	前回理論評価額	542	機械前年前取得価格
419	現況用途	481	前回評価額	543	機械前年中減少価格
420	現況種類	482	今回m ² 評点数	544	機械前年中取得価格
421	現況地上階	483	今回再建築費評点数	545	機械非課税資産取得価格
422	現況地下階	484	今回経年減点補正率	546	機械差引取得額合計価格
423	現況高床	485	今回理論評価額	547	機械資産数
424	評価用途	486	今回評価額	548	機械帳簿価格
425	現況一階床面積	487	一品コード	549	機械評価価格
426	現況一階以外床面積	488	資産コード	550	機械決定価格

427	現況合計床面積	489	処理区分	551	機械課税標準額
428	現況居住床面積	490	申告日	552	機械特例後課税標準額
429	現況住居数	491	種類	553	機械減免課税標準額
430	登記構造	492	取得年月	554	機械減免税額
431	登記屋根	493	賦課開始年	555	機械免除課税標準額
432	登記用途	494	数量	556	機械免除税額

(1) 固定資産税情報ファイル 4 / 6

557	船舶前年前取得価格	619	資産計前年中取得価格	681	特別償却又は圧縮記帳
558	船舶前年中減少価格	620	資産計非課税資産取得価格	682	税務会計上の償却方法
559	船舶前年中取得価格	621	資産計差引取得額合計価格	683	青色申告
560	船舶非課税資産取得価格	622	資産計資産数	684	資産の所在地
561	船舶差引取得額合計価格	623	資産計帳簿価格	685	借用資産
562	船舶資産数	624	資産計評価価格	686	貸主の名称等
563	船舶帳簿価格	625	資産計決定価格	687	事業所用家屋の所有区分
564	船舶評価価格	626	資産計課税標準額	688	備考 1
565	船舶決定価格	627	資産計特例後課税標準額	689	備考 2
566	船舶課税標準額	628	資産計減免課税標準額	690	申告書発送区分
567	船舶特例後課税標準額	629	資産計減免税額	691	訂正年月日
568	船舶減免課税標準額	630	資産計免除課税標準額	692	申告書発送日
569	船舶減免税額	631	資産計免除税額	693	申告書督促発送日
570	船舶免除課税標準額	632	大臣決定価格	694	申告書催告発送日
571	船舶免除税額	633	大臣特例後課税標準額	695	課税者コード
572	航空機前年前取得価格	634	大臣減免課税標準額	696	行政基本コード
573	航空機前年中減少価格	635	大臣減免税額	697	構成員コード
574	航空機前年中取得価格	636	大臣課税標準額	698	共有区分
575	航空機非課税資産取得価格	637	知事 3 8 9 決定価格	699	按分区分
576	航空機差引取得額合計価格	638	知事 3 8 9 特例後課税標準額	700	部屋番号
577	航空機資産数	639	知事 3 8 9 減免課税標準額	701	履歴番号
578	航空機帳簿価格	640	知事 3 8 9 減免税額	702	合算区分
579	航空機評価価格	641	知事 3 8 9 課税標準額	703	課税区分
580	航空機決定価格	642	知事 7 4 3 決定価格	704	更正日
581	航空機課税標準額	643	知事 7 4 3 特例後課税標準額	705	更正番号
582	航空機特例後課税標準額	644	知事 7 4 3 減免課税標準額	706	更正期別
583	航空機減免課税標準額	645	知事 7 4 3 減免税額	707	更正事由
584	航空機減免税額	646	知事 7 4 3 課税標準額	708	更正理由
585	航空機免除課税標準額	647	合計決定価格	709	名寄帳ページ数
586	航空機免除税額	648	合計課税標準額	710	名寄帳順 1
587	運搬具前年前取得価格	649	合計特例後課税標準額	711	名寄帳順 2
588	運搬具前年中減少価格	650	合計減免課税標準額	712	田資産数
589	運搬具前年中取得価格	651	合計減免税額	713	田地積
590	運搬具非課税資産取得価格	652	合計免除課税標準額	714	田評価額
591	運搬具差引取得額合計価格	653	合計免除税額	715	田固定課税
592	運搬具資産数	654	前年決定価格	716	田固定特例後課税
593	運搬具帳簿価格	655	前年課税標準額	717	田固定減免課税
594	運搬具評価価格	656	前年特例後課税標準額	718	田固定減免税額
595	運搬具決定価格	657	前年減免課税標準額	719	田固定免除課税
596	運搬具課税標準額	658	前年減免税額	720	田固定免除税額
597	運搬具特例後課税標準額	659	申告書区分	721	田都市課税
598	運搬具減免課税標準額	660	代表者氏名	722	田都市特例後課税
599	運搬具減免税額	661	屋号	723	田都市減免課税
600	運搬具免除課税標準額	662	事業種目	724	田都市減免税額
601	運搬具免除税額	663	事業種目名称	725	田都市減額課税
602	工具前年前取得価格	664	資本金額	726	田都市減額税額
603	工具前年中減少価格	665	事業開始年月	727	田都市免除課税
604	工具前年中取得価格	666	決算期(自)	728	田都市免除税額
605	工具非課税資産取得価格	667	決算期(至)	729	畑資産数
606	工具差引取得額合計価格	668	作成理由	730	畑地積
607	工具資産数	669	事業廃止年月日	731	畑評価額
608	工具帳簿価格	670	閉鎖理由	732	畑固定課税
609	工具評価価格	671	応答者所属	733	畑固定特例後課税
610	工具決定価格	672	代表者氏名	734	畑固定減免課税

610	工具決定価格	672	応答者氏名	734	畑固定減免課標
611	工具課税標準額	673	応答者電話番号	735	畑固定減免税額
612	工具特例後課税標準額	674	税理士氏名	736	畑固定免除課標
613	工具減免課税標準額	675	税理士番号	737	畑固定免除税額
614	工具減免税額	676	税理士電話番号	738	畑都市課標
615	工具免除課税標準額	677	短縮耐用年数	739	畑都市特例後課標
616	工具免除税額	678	増加償却資産	740	畑都市減免課標
617	資産計前年前取得価格	679	非課税該当資産	741	畑都市減免税額
618	資産計前年中減少価格	680	課税標準額の特例	742	畑都市減額課標

(1) 固定資産税情報ファイル 5 / 6

743	畑都市減額税額	805	木造新築軽減課標	867	家屋免税点
744	畑都市免除課標	806	木造新築軽減税額	868	償却免税点
745	畑都市免除税額	807	木造固定減免課標	869	固定資産税課標
746	宅地資産数	808	木造固定減免税額	870	固定資産税率
747	宅地地積	809	木造固定免除課標	871	固定算出税額
748	宅地評価額	810	木造固定免除税額	872	固定人の減免税額
749	宅地固定課標	811	木造都市課標	873	固定減免開始日
750	宅地固定特例後課標	812	木造都市特例後課標	874	固定減免開始期
751	宅地固定減免課標	813	木造都市減免課標	875	固定減免終了日
752	宅地固定減免税額	814	木造都市減免税額	876	固定減免終了期
753	宅地固定免除課標	815	木造都市免除課標	877	固定合計減免税額
754	宅地固定免除税額	816	木造都市免除税額	878	固定免除開始日
755	宅地都市課標	817	非木造資産数	879	固定免除終了日
756	宅地都市特例後課標	818	非木造床面積	880	固定合計免除税額
757	宅地都市減免課標	819	非木造評価額	881	固定区分按分税額
758	宅地都市減免税額	820	非木造固定課標	882	固定共有按分税額
759	宅地都市減額課標	821	非木造固定特例後課標	883	固定確定税額
760	宅地都市減額税額	822	非木造新築軽減課税標準額	884	都市計画税課税標準額
761	宅地都市免除課標	823	非木造新築軽減税額	885	都市計画税率
762	宅地都市免除税額	824	非木造固定減免課税標準額	886	都市算出税額
763	山林資産数	825	非木造固定減免税額	887	都市人の減免税額
764	山林地積	826	非木造固定免除課標	888	都市減免開始日
765	山林評価額	827	非木造固定免除税額	889	都市減免開始期
766	山林固定課標	828	非木造都市課標	890	都市減免終了日
767	山林固定特例後課標	829	非木造都市特例後課標	891	都市減免終了期
768	山林固定減免課標	830	非木造都市減免課標	892	都市合計減免税額
769	山林固定減免税額	831	非木造都市減免税額	893	都市免除開始日
770	山林固定免除課標	832	非木造都市免除課標	894	都市免除終了日
771	山林固定免除税額	833	非木造都市免除税額	895	都市合計免除税額
772	山林都市課標	834	家屋非課税資産数	896	都市区分按分税額
773	山林都市特例後課標	835	家屋非課税床面積	897	都市共有按分税額
774	山林都市減免課標	836	家屋非課税評価額	898	都市確定税額
775	山林都市減免税額	837	家屋合計資産数	899	年税額
776	山林都市減額課標	838	家屋合計床面積	900	期割税額 1
777	山林都市減額税額	839	家屋合計評価額	901	期割税額 2
778	山林都市免除課標	840	家屋合計固定課標	902	期割税額 3

(1) 固定資産税情報ファイル 6 / 6

宛名情報			
No.	項目名		
1	利用団体コード	61	災害避難場所コード
2	住民コード	62	転入前市町村コード
3	基本情報異動SEQ	63	転入前住所郵便番号
4	停止フラグ	64	転入前住所
5	住民票コード	65	転入前方書
6	異動業務区分	66	通称現住所コード
7	異動事由コード	67	通称本番
8	異動日	68	通称枝番
9	届出日	69	通称小枝番
10	一全区分	70	通称小小枝番
11	住民区分	71	通称住所
12	産業分類コード	72	通称方書
13	増事由コード	73	管理コード
14	住民増異動日	74	新住民コード
15	住民増届出日	75	転出先コード
16	減事由コード	76	合併前市町村コード
17	住民減異動日	77	住民票異動SEQ
18	住民減届出日	78	個人番号
19	住民となった異動日	79	管轄コード
20	住民となった届出日	80	連番
21	帰化日	81	電話区分
22	カナ氏名	82	市外局番
23	氏名	83	局番
24	生年月日元号	84	番号
25	生年月日	85	内線
26	死亡日元号	86	有効期間から
27	死亡日	87	有効期間まで
28	性別	88	納付方法コード
29	続柄	89	金融機関コード
30	混合続柄	90	支店名コード
31	保護者コード	91	預金種別コード
32	保護者続柄	92	口座番号
33	カナ屋号	93	名義人(カナ)
34	屋号	94	名義人住民コード
35	世帯コード	95	更新職員番号
36	代表者カナ	96	更新処理日
37	代表者氏名	97	科目コード
38	混合世帯主カナ	98	送付先住民コード
39	混合世帯主名	99	送付先郵便番号
40	世帯内ソートキー	100	送付先住所
41	混合世帯内ソートキー	101	送付先方書
42	住定日	102	送付先カナ氏名
43	住定届出日	103	送付先氏名
44	郵便番号	104	管理人区分
45	住所区分	105	管理人住民コード
46	市町村コード	106	脱退事由コード
47	大字コード	107	納付組合コード
48	本番	108	送達区分
49	枝番	109	宛先
50	小枝番	110	開始日
51	小小枝番	111	閉鎖日
52	マンションコード	112	閉鎖事由コード
53	種コード	113	送信拒否開始時間
54	部屋コード	114	送信拒否終了時間
		115	外国人登録番号
		116	公称カナ
		123	関連人住民コード
		124	関連人郵便番号
		125	関連人住所
		126	関連人方書
		127	関連人カナ氏名
		128	関連人氏名
		129	関連人所属
		130	関連人肩書
		131	Eメールアドレス
		132	通称区分
		133	氏名連動区分
		134	国籍等
		135	外国人住民となった異動日
		136	外国人住民となった届出日
		137	30条45規定区分
		138	在留期間等
		139	在留期間の満了の日
		140	在留カード等の番号
		141	更新処理時刻
		142	代表住民コード
		143	同一人物住民コード
		144	名寄区分
		145	事由
		146	職員番号
		147	処理日
		148	処理時間
		149	メモ
		150	有効期限
		151	発送番号
		152	発送日
		153	帳票区分
		154	送付形態区分
		155	送付先区分
		156	宛先住民コード
		157	宛先履歴番号
		158	送付先科目コード
		159	送付先納付番号
		160	送付先帳票区分
		161	送付先履歴SEQ
		162	遞送日
		163	遞送事由コード
		164	遞送備考
		165	結果(処分)区分
		166	処分日
		167	再発送日
		168	再発送番号
		169	調査日
		170	調査枝番
		171	調査コード
		172	調査内容
		173	調査員
		174	調査所管
		175	他市照会

55	住所	117	公称名
56	方書	118	併記名
57	小学校区コード	119	国籍
58	中学校区コード	120	在留資格
59	投票区コード	121	在留期間
60	自治会コード	122	関連人区分

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

特定個人情報ファイル記録項目

(2)事業所税情報ファイル		
■事業所税基本	■事業所等	■申告
法人住民コード	法人住民コード	法人住民コード
履歴番号	履歴番号	算定期間開始年月日
算定期間開始年月日	算定期間開始年月日	算定期間終了年月日
算定期間終了年月日	算定期間終了年月日	申告SEQ
決算月1	決算月1	申告区分
決算月2	決算月2	申告書の種類
資本金	資本金	整理番号
従業者数	従業者数	調定年
事業種目	事業種目	調定月
県税番号	県税番号	調定年度
送付区分	送付区分	賦課年度
宛先区分	宛先区分	異動年月日
支店法人コード	支店法人コード	受付年月日
税理士関連人キー	税理士関連人キー	申告年月日
清算人関連人キー	清算人関連人キー	通知日
事業開始日	事業開始日	指定納期限
事業廃止日	事業廃止日	法定納期限
減免対象施設区分	減免対象施設区分	更正理由
移行前管理番号	移行前管理番号	事業種目
整理番号	整理番号	資本金
備考	備考	従業者数
		所轄税務署名
■申告(事業所等明細)	■申告(非課税明細)	事業所床面積1
法人住民コード	法人住民コード	事業所床面積2
算定期間開始年月日	算定期間開始年月日	非課税床面積1
算定期間終了年月日	算定期間終了年月日	非課税床面積2
申告SEQ	申告SEQ	控除床面積1
明細SEQ	明細SEQ	控除床面積2
事業所SEQ	事業所SEQ	算定期間月数
事業所コード	該当法令条項1	課税標準床面積1
事業所郵便番号	該当施設名1	課税標準床面積2
事業所所在地	非課税床面積1	課税標準床面積合計
事業所大字コード	非課税従業者数1	資産割額
事業所名称	非課税給与総額1	既納付資産割額
事業所家屋番号	該当法令条項2	要納付資産割額
所有者コード	該当施設名2	従業者給与総額
所有者郵便番号	非課税床面積2	非課税給与総額
所有者住所	非課税従業者数2	控除給与総額
所有者氏名	非課税給与総額2	課税標準給与総額
所有者ビル名称	該当法令条項3	従業者割額
明細区分	該当施設名3	既納付従業者割額
専用床面積	非課税床面積3	要納付従業者割額
共用床面積	非課税従業者数3	要納付合計税額
事業所床面積	非課税給与総額3	資産割減免額
使用期間開始日	該当法令条項4	従業者割減免額
使用期間終了日	該当施設名4	減免合計額
使用期間月数	非課税床面積4	差引要納付税額
従業者数	非課税従業者数4	明細有無
従業者給与総額	非課税給与総額4	明細有無
	該当法令条項5	
■申告(共用部分計算)	該当施設名5	
法人住民コード	非課税床面積5	
算定期間開始年月日	非課税従業者数5	
算定期間終了年月日	非課税給与総額5	
申告SEQ	障害高齢者従業者数	
明細SEQ	障害高齢者従業者給与総額	
事業所SEQ	非課税床面積合計	
専用延べ床面積	非課税従業者数合計	
専用事務所床面積	非課税給与総額合計	
非課税共用床面積		
その他共用床面積		
共用床面積合計		
事業所分共用床面積		
非課税内訳床面積(消防設備)		
非課税内訳床面積(防災設備全部)		
非課税内訳床面積(防災設備2分の1)		
非課税内訳床面積(その他)		

非課税内訳床面積(その他)			
非課税共用床面積内訳合計			

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産情報ファイル(固定資産情報・宛名情報)	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザー及びパスワードによる認証を実施する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・番号法第9条第1項別表第1に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、仕組みとして担保する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する予定である。 ・職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにする予定である。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。
その他の措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録し、その旨を職員及び委託者へ周知することで不正な使用の防止を図る。 ・職員に対しては、データ保護に関する研修を行っていく。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[<input type="checkbox"/>] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[<input type="checkbox"/> 定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		・データ移転先からの「データ利用申請」を求め、データ移転元がその法的根拠等を判断し、承認を得たもののみ、データの移転を許可することを「那覇市情報セキュリティポリシー」に定めている。
その他の措置の内容		・庁内連携システムはデータの移転が認められた移転先からのみアクセスを許可された連携システムへデータを移転している。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。 ・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行う。
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・特定個人情報をフラッシュメモリ等の媒体を用いて移転する場合は、セキュリティ機能付きの媒体を用い、かつ、データの暗号化の措置を施したうえで移転を行う。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザー及びパスワードによる認証を実施する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。			
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容	システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザー及びパスワードによる認証を実施する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><本市における措置> ①職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ②委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ③違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	那覇市役所 総務部法制契約課市政情報センター 〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 098-869-8191
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	那覇市役所 企画財務部 資産税課 900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 098-862-5320
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応については記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年3月20日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅱ-2-⑤保有開始日	平成28年1月予定	平成28年1月	事後	
平成28年4月1日	Ⅳ-1-①請求先	那覇市役所 総務部 総務課 市政情報センター	那覇市役所 市民文化部市民生活安全課市政情報センター	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ-6-②所属長の役職名	資産税課長 佐久本 整	資産税課長	事後	様式の変更
平成31年4月1日	Ⅱ-5-移転先4	企画財務部 税制課	企画財務部 市民税課	事後	行政機関のみ
令和2年2月1日	Ⅰ-1-①事務の名称	固定資産税賦課事務	固定資産税及び事業所税賦課事務	事後	事務追加
令和2年2月1日	Ⅰ-1-②事務の概要	<p>地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、固定資産税に関する事務。</p> <p>1.固定資産税の賦課に関する事務。 2.固定資産税の減免に関する事務。 3.納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理事務。 4.名寄帳、土地課税台帳、家屋課税台帳の検索及び印刷。 5.資産税に関する証明発行事務。</p>	<p>地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、固定資産税及び事業所税に関する事務。</p> <p>1.固定資産税の賦課に関する事務。 2.固定資産税の減免に関する事務。 3.納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理事務。 4.名寄帳、土地課税台帳、家屋課税台帳の検索及び印刷。 5.資産税に関する証明発行事務。 6.事業所税の賦課に関する事務。</p>	事後	事務追加
令和2年2月1日	Ⅰ-2-①システムの名称	Acrocity: 税システム 固定資産税賦課ファイル	Acrocity: 税システム 固定資産税及び事業所税賦課ファイル	事後	事務追加
令和2年2月1日	Ⅰ-2-①システムの機能	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、固定資産税賦課に関する電算処理。	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、固定資産税及び事業所税賦課に関する電算処理。	事後	事務追加
令和2年2月1日	Ⅰ-3特定個人情報ファイル名	固定資産情報ファイル(固定資産情報・宛名情報)	固定資産および事業所税情報ファイル(固定資産情報・事業所税情報・宛名情報)	事後	事務追加
令和2年2月1日	Ⅰ-5-②法令上の根拠	固定資産税賦課事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。	固定資産税及び事業所税賦課事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。	事後	事務追加
令和2年2月1日	Ⅱ-1特定個人情報ファイル名	固定資産情報ファイル(固定資産情報・宛名情報)	固定資産および事業所税情報ファイル(固定資産情報・事業所税情報・宛名情報)	事後	事務追加
令和2年2月1日	Ⅱ-2-③その必要性	固定資産税の公平公正な賦課事務遂行及び個人の特定、個人等の宛名の突合を行うため	固定資産税及び事業所税の公平公正な賦課事務遂行及び個人の特定、個人等の宛名の突合	事後	事務追加
令和2年2月1日	表紙-評価書名	固定資産税賦課事務 重点項目評価書	固定資産税及び事業所税賦課事務 重点項目評価書	事後	事務追加
令和2年4月1日	ファイル記録項目			事後	
令和2年4月1日	Ⅳ-1-①請求先	那覇市役所 市民文化部市民生活安全課市政情報センター 098-862-9930	那覇市役所 総務部法制契約課市政情報センター 098-869-8191	事前	

令和3年9月10日	I-5 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠): 番号法第19条第7号 別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令第20条	(別表第二における情報照会の根拠): 番号法第19条第8号 別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令第20条	事後	